

山村振興基本方針書

都道府県名	高 知 県
作 成 年 度	令和7年度

I 地域の概況

1 自然条件

(1) 地理、地勢

本県は、四国の南部に位置し、太平洋と四国山地に囲まれ、東西に細長い扇状の地形で、県土の面積は 710,228ha、そのうち林野面積が 83.7%を占めています。

一方、平野部は、物部川、国分川及び鏡川の下流域にあたる高知平野と、その他の河川の下流域または海岸地帯に小さな平野がみられる程度で、大半は中山間地域となっています。

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、34市町村のうち28市町村となっています。

(2) 気候

1年間の平均気温は 18.2℃で、日照時間は 2,270時間、また降水量は 2,184mmと、温暖で降水量の多い高温多湿の気候で、台風の常襲県でもあります。

2 社会的・経済的条件

(1) 人口

山村振興法が制定された昭和40年当時、812,714人だった本県の人口は、昭和45年に一度減少しました。その後、昭和50年からは増加基調となって、昭和60年には839,784人となったものの、それ以降再び減少してきており、令和2年には691,527人となっています。

県全体の年齢別人口を見てみると、15歳以上64歳未満のいわゆる生産年齢人口は、平成22年の447,540人から、令和2年には370,997人へと減少し、県全体の人口に占める割合も、58.6%から 53.6%へと、5.0ポイント減少しています。

これに対して、65歳以上の高齢者人口は、平成22年の218,148人から令和2年の245,359人へと増加し、その構成割合も 28.5%から 35.5%へと、7.0ポイントの上昇となっています。

県全体での人口は多少の変動があった一方で、振興山村の人口は、昭和40年以降一貫して減少してきました。その年齢別人口の変化を見ると、生産年齢人口は、平成22年の50,385人から令和2年には33,914人へと減少し、振興山村全体の人口に

占める割合も、50.5%から43.3%へと7.2ポイント減少しています。これは、県全体における生産年齢人口の構成割合が5.0ポイント減少したことと比較して、振興山村におけるその幅が大きいことが分かります。

さらに、高齢者の人口や構成割合について平成22年と令和2年を比較してみますと、人口は39,901人から37,648人へと減少していますが、構成割合は40.0%から48.1%へと8.1ポイントの上昇となっており、この上昇幅は、県全体における高齢者人口の占める割合のそれよりも高い値となっています。

このように、県全体における生産年齢人口の減少や、高齢化が進む中、振興山村では、特にその傾向が顕著に表れています。

(2) 就業構造

振興山村の就業人口は、令和2年では35,689人と、県全体の就業人口に占める割合では、わずか10.3%を占めるのみとなっています。

その産業別の構成割合を見ると、県全体も振興山村ともに、第3次産業の割合が高いことは共通していますが、県全体における割合の73.0%に比べて、振興山村では56.2%を占めるに過ぎず、その差は16.8ポイントとなっています。

一方、振興山村における第1次産業の就業人口は、令和2年で8,567人と少ないものの、構成割合においては24.0%を占めており、県全体の第1次産業の割合である10.1%と比べて2倍以上となっています。

第1次産業の就業人口のうち、農業就業人口は6,795人であり、第1次産業に占める割合が79.3%となっていることから、振興山村における農業は、第1次産業における基幹産業と言えます。

II 現状と課題

本県では、山村振興法が公布・施行された昭和40年からこれまでに、28市町村の74地域が振興山村の指定を受け、産業基盤や生活環境の整備などに取り組んできました。

しかしながら、山村地域を含む中山間地域が県土の9割を占める本県では、人口減少や高齢化の進展が県内市場の縮小を招くことで、若者が県外に流出し、そのためさらに人口が減少するといった負の連鎖に陥っています。

また、こうした著しい人口減少や高齢化の進行に伴い、産業の後継者不足や地域経済の縮小、医療供給体制の縮小、学校の小規模化や統合、農地、森林、住まい等の荒廃、集落機能の低下などの課題も顕在化しています。

さらに、製造品出荷額などの経済指標をはじめ、道路や情報通信等の生活インフラの整備水準などについても、依然として全国との大きな格差が存在するほか、飲料水や生活用品の確保のほか、地域の公共交通の維持、地域づくりの人材確保、集落の維持、活

性化など、引き続き取り組むべき課題も山積しています。

振興山村の人口減少と高齢化の著しい進行が予想される中で、住民の方々の暮らしを守り、集落をいかにして維持、再生していくかが大きな課題となっています。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

(方針事項)

(1) 振興の基本方針

① 山村振興の意義

本県の山村地域は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的な機能を有する地域です。

このため、その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、県民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようにする上で、重要となっています。

② 山村振興の取り組みの考え方

本県の山村地域を含む中山間地域をとりまく情勢に対応し、地域を次の世代に引き継いでいけるよう、「県土の9割を占め、県民の4割が暮らす中山間地域の再興なくして、県勢浮揚はなし得ない」という考えのもと、目指す10年後の姿や、実現のための施策等を取りまとめた、「中山間地域再興ビジョン」を令和6年3月に策定しました。

ビジョンでは、10年後の目指す将来像として、「地域に若者が増えた持続可能な人口構造のもと、デジタル技術の活用などにより、地域で安心して生活ができる環境が維持され、地域に多様な仕事があり、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる、活力ある中山間地域」を掲げ、少子化対策と一体となった中山間対策を推進しています。

具体的な施策として、「若者を増やす」、「暮らしを支える」、「活力を生む」、「しごとを生み出す」の4つの柱の下で、移住・定住の促進、中山間地域の教育の振興、生活用水や生活用品を確保するための環境整備、集落の活性化、産業振興などに取り組んでいます。

③ 山村振興の取り組みの内容

今回策定する「山村振興基本方針書」では、こうした振興の基本方針のもと、12の振興施策（①交通施策、②情報通信施策、③産業基盤施策、④産業振興施策、⑤防災に係る施策、⑥医療の確保に係る施策、⑦社会福祉施策、⑧文教施策、⑨社会・生活環境施策、⑩移住・交流施策、⑪担い手施策、⑫

自然環境の保全及び再生に係る施策)を柱にして山村振興対策を進めていきます。

また、こうしたそれぞれの施策を進めるに当たっては、本県が目指すべき3つの将来像の実現に向け、本県の地方創生の指針となる「高知県元気な未来創造戦略」とも連動させ、施策の横展開を図ることにより、効果的に対策を進めていきます。

併せて、あらゆる分野でのデジタル技術の活用促進や、2050年のカーボンニュートラルの実現などを意識することにより、さらに施策を進化させていきます。

「目指すべき3つの将来像」

- 1 いきいきと仕事ができる高知
 - ・ 経済の活性化
- 2 いきいきと生活ができる高知
 - ・ 日本一の健康長寿県づくり
 - ・ 教育の充実
 - ・ 文化芸術とスポーツの振興
- 3 安全・安心な高知
 - ・ 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化
 - ・ インフラの充実と有効活用

(2) 振興施策

① 交通施策に関する基本的事項

本県の山村地域における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしています。

このため、地域の実情を勘案しながら、観光振興や地場産業など地域活性化を支援するとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるように配慮します。

また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、地域の実情に即した移動手段を導入することで、交通空白の解消を促します。

加えて、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに物流の効率化を促進します。

<主な施策>

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路整備の推進
- ・ 1.5車線の道路整備など中山間地域を支援するための道路整備の推進
- ・ 緊急輸送道路等の法面防災対策の推進
- ・ 鉄道、バスの維持やライドシェアの導入等生活交通の確保への支援
- ・ 物流の維持・確保に向けた物流の効率化などの取組の促進

② 情報通信施策に関する基本的事項

面積が広大で山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で情報通信技術の活用の実現を促すとともに、デジタル社会の形成を担う人材の育成・確保や、携帯電話基地局や光ファイバ等の情報通信基盤の環境整備等により、情報流通の円滑化や高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実化を進めます。

<主な施策>

- ・ 振興山村の自立的かつ持続的発展に資する情報通信技術の導入促進
- ・ デジタル社会を担う人材育成・確保
- ・ 携帯電話基地局や光ファイバ等の情報通信基盤の整備

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

農業については、地域の話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した地域計画や、中山間地域等直接支払制度などの積極的な活用を通じて、耕作放棄地の発生の防止を図るとともに、小規模な農家などが農業生産を続けていけるような体制づくりを進めます。

林業については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、路網整備を推進します。

<主な施策>

- ・ 地域計画に基づく担い手への農地集積による農地の保全
- ・ 計画的な森林整備を推進するための林道等の路網整備を推進

④ 産業振興施策に関する基本的事項

人口減少が招く経済規模の縮小やそのことによる若者のさらなる県外流出といった課題に対応するため、本県では、「地産外商」と「イノベーション(変革)」を柱とする「高知県産業振興計画」を通じ、県勢浮揚に向け官民協働で取り組みを進めてきました。

今後もそうした本県の経済を根本から元気にする取り組みを推進することで『地域における新しい挑戦により、持続的に経済が発展する「高知県」』の実現を目指します。

(ア) 農業

過疎・高齢化の進行により農業者の減少が進むとともに、農地面積などが継続的に減少するなど、食料供給力が弱まっています。また、生産資材の高騰や夏季の高

温被害などもあり、農業を取り巻く情勢は厳しいものがあります。

こうした状況に対応するため、作業の効率化や省力化、高品質・高収量な農作物の生産に向けた取り組みなどにより農業者所得を向上させるとともに、農業の魅力を高め、地域の担い手を確保・育成することで、さらに生産拡大につながる好循環の実現を目指します。

特に、中山間地域の多い本県の農業・農村の情勢はさらに厳しさを増していることから、中山間地域の農業の維持、活性化に向けて、地域で支える仕組みづくりなどに取り組みます。

<主な施策>

- ・ 集落営農などの取り組みによる中山間地域の農地・農業の保全ができる仕組みづくりを推進
- ・ 地域農業の核となる企業的経営体の育成及び基盤整備と担い手への農地の集積を促進
- ・ スマート農業技術の開発・導入やスマート農業技術を活用した農作業の受託等を行う農業支援サービス事業者の活用を促進
- ・ 畜産業においては生産性向上と省力化を図るとともに、生産物のブランド化や地域での耕畜連携などの取り組みにより経営の持続性確保と規模拡大を推進

(イ) 林業

物価高騰の影響による住宅需要の減少や林業従事者の高齢化等により、林業・木材産業は厳しい状況にあります。

このため、「森林資源の再生産の促進」、「木材産業のイノベーション」、「木材利用の拡大」、「多様な担い手の育成・確保」の4つの柱に基づき、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用して、中山間地域の基幹産業である林業の活性化による所得の向上と多様な担い手の育成・確保を目指します。

<主な施策>

- ・ 林業適地への集中投資等による森林資源の再生産の促進
- ・ 製材工場の加工能力引き上げ等による大径材の利用促進
- ・ 非住宅建築物等への木材利用の拡大
- ・ 魅力ある職場づくりの推進等による多様な担い手の育成・確保

(ウ) 水産業

不漁や物価高騰による経営の圧迫、深刻な担い手不足等、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、「漁業生産の構造改革」、「市場対応力のある産地加工体制の強化」、「流通・販売の強化」及び「担い手の確保・育成」の4つの戦略の柱に基づく取り組みを着実に進め、「若者が地域で稼げる魅力的な水産業」の実現を目指します。

<主な施策>

- ・ 高知マリンイノベーションの推進による環境や社会の変化に強い持続的な漁業生産体制への転換
- ・ 計画的な生産が可能な養殖業の成長産業化の推進
- ・ 大都市圏や海外への県産水産物の外商拡大

⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項

本県の山村地域は、今後必ず発生する南海トラフ地震や、台風や豪雨などによる土砂災害や山地災害の発生が懸念される一方、県土の保全や水源のかん養に果たす役割は大きいことから、山地災害対策など自然災害から人命や財産を守る取り組みを進めるとともに、間伐や主伐後の再造林など適切な森林整備を進めることにより、森林の公益的機能の維持・拡充に努めます。

<主な施策>

- ・ 治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ ソフトとハードが一体となった土砂災害対策の推進
- ・ 災害時の孤立に備えて、自主防災組織などによる自助、共助の取り組みを積極的に支援するなど、地域の防災力向上を推進

⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

本県は、人口減少や少子高齢化が全国に先行しており、医師をはじめとした医療人材の確保が困難な状況にあるなど、中山間地域を取り巻く環境は厳しいものとなっています。このため、地域の実情に応じた保健医療体制の整備やへき地における医療の確保及び充実に向けた県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。

<主な施策>

- ・ 健康増進から疾病の予防、診断・治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備
- ・ へき地医療機関の施設・設備の整備及び医師等の人材の確保
- ・ ドクターヘリの活用等による救急医療体制の機能維持

⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

項本県は、人口の自然減や高齢化が全国に先行した状況にあります。中でも、人口の減少と高齢化が著しい中山間地域においては、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、多様なニーズがありながらも必要なサービスの提供が確保されにくい実態があります。このため、県民の誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに向けて、「高知型地域共生社会」の実現を目指した取り組みを進めます。

<主な施策>

- ・ 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保
- ・ 福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上
- ・ 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり
- ・ 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- ・ 少子化対策の抜本強化

⑧ 文教施策に関する基本的事項

本県の山村地域は、全国に先駆けた少子高齢化の著しい進行に伴い、都市部に比べ児童生徒の減少がより進み、小規模校等での教育の質の向上や学校の統廃合等に伴う地域の活力の低下が課題となっています。

このため、小中学校において I C Tを効果的に導入・活用し、小規模校や複式学級を有する学校の授業改善等を進めるとともに、高等学校においても も I C Tの効果的な導入・活用を進め、山村地域におけるより一層の教育環境の向上を図ります。また、地域社会における伝統文化の保存、継承等を促進するとともに、地域の特色を生かしたスポーツ振興や生涯学習、体験学習等を通して地域の活性化につなげます。

<主な施策>

- ・ 小規模校や複式学級を有する学校の授業 D Xの推進、小規模の中学校における教科に関する共同研究
- ・ 高等学校における遠隔教育の 充実
- ・ 生涯学習の推進、自然体験や生活体験等の推進
- ・ 地域における運動・スポーツ活動の活性化
- ・ 文化施設における歴史・民俗の調査研究と展示

⑨ 社会、生活環境施策 (集落整備施策を含む。)に関する基本的事項

(ア) 社会、生活環境施策

社会、生活環境においては、都市部と比べて医療体制や水道施設等の普及や消防防災・救急搬送体制等、及び住環境の整備が十分ではない地域があることに加え、

特に南海トラフ地震発生時には、地域の孤立をはじめ、強い揺れによる建物の倒壊など甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心かつ快適に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的に環境の整備を進めます。

<主な施策>

- ・ へき地医療機関の施設・設備の整備及び医師の確保
- ・ 日常的な健康づくりの支援、患者の状況に応じた一般的な疾病・外傷の治療から、リハビリテーション、在宅復帰までの切れ目のない医療連携体制の構築
- ・ 地域の実情に応じた水道施設の整備
- ・ 空き家の活用等、住宅・建築物等の耐震化、高断熱化等の促進
- ・ 緊急用ヘリコプター離着陸場や防災行政無線等の整備促進

(イ) 集落整備施策

集落は自治組織の基本単位であり、それぞれの規模や状況に応じてその維持や活性化につながる取り組みを行うことが地域全体の活力創出につながると考えます。そのため、地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる、住民主体の「持続可能な仕組み」を構築するとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進し、集落の維持、活性化と地域全体の活力の創出につなげます。

<主な施策>

- ・ 住民が主体となって集落連携等により行う、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくり（「集落活動センター」（高知県版小さな拠点）の取り組みを支援）
- ・ 地域おこし協力隊など外部人材を活用した取り組みを支援
- ・ 生活用品を得るための仕組みづくり、生活用水を確保するための施設整備、移動手段の確保支援

(ウ) 鳥獣被害防止施策

野生鳥獣（イノシシ、シカ、サル、カワウなど）による農林漁業被害の軽減を図るため、市町村が設置した有害鳥獣被害対策協議会を中心に、地域の主体的な取り組みによる被害対策と鳥獣防止施設の普及を推進します。また、鳥獣の生息状況調査をもとに作成した第二種特定鳥獣管理計画による広域的な被害対策を図ります。

<主な施策>

- ・ 鳥獣被害対策専門員を中心に、被害を軽減した集落での成功事例を県内全域へ

- 普及・拡大し被害集落を半減
- ・ 集落ぐるみでの捕獲の推進
- ・ 防護柵の設置等による農林業被害防止

⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項

(ア) 交流施策

山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、農林漁業者など地域住民も参加した地域資源の発掘・磨き上げによる体験メニューづくりをはじめ、観光客等と地域がふれあうことのできる農家・漁家民宿の運営など、住民との協働による地域づくりを通じて、山村の活性化につながる効果が期待できます。

これらを実現するためにも、地域ならではの魅力ある素材を生かした観光商品づくりを推進するとともに、地域連携による広域的な誘客促進などの取組を幅広く支援し、効果的で継続性のある交流事業を促進していきます。

<主な施策>

- ・ 住民とのふれあい、暮らしに触れる、地元産業の活性化に資する観光商品の造成
- ・ 地域連携による広域・継続的な誘客の促進

(イ) 移住及び二地域居住の促進施策

都市部への情報発信の強化による新たな関心層やUターン候補者の掘り起こし、空き家等の住まいの確保、地域おこし協力隊制度の活用など、県外からのUIターン者、特に若者や女性の増加を図る取り組みを推進します。

また、二地域居住など「関係人口」に着目した新たな取り組みを推進し、産業や地域活動の担い手となる都市部の人材を地域に呼び込む取り組みを推進します。

<主な施策>

- ・ 二地域居住など関係人口の拡大に向けたアプローチの充実
- ・ 裾野を広げるための情報発信の拡大
- ・ マッチングの強化を図るためのきめ細かな相談体制の充実
- ・ 受入環境を整え定住につなげるための仕事と住まいの確保

⑪ 担い手施策(労働条件の改善に関する施策を含む。)に関する基本的事項

(ア) 担い手施策

第1次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要

です。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は、農産物価格や木材価格、主要魚種の漁獲量の低迷等により停滞しており、後継者不足、若年層の流出等による担い手不足という問題が生じています。

このため、産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」により、積極的な担い手確保対策を推進します。

また、認定農業者を中心に、女性や高齢者などを含めた、意欲と能力のある多様な担い手を育成・確保していくとともに、女性が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進します。

<主な施策>

- ・ 産地提案型による担い手の確保・育成
- ・ 農業担い手育成センターによる産地と連携した人材育成の推進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 漁業就業支援センターによる就業相談から就業後のフォローアップまで一貫した担い手の確保・育成対策の実施
- ・ 移住促進策との連携や受入体制の強化、法人等による新たな受け皿づくりなどによる担い手の確保

(イ) 就業の促進

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、山村地域の担い手を確保するためには、地域に魅力ある仕事をつくり、地域への新しい人の流れをつくることが極めて重要です。

このため、山村地域における担い手の所得向上、男女ともに就業しやすく多様な人材が定着・活躍しやすい労働環境づくり、雇用の受け皿となる企業への支援、若者・移住者・外国人などの流入促進などを推進します。

具体的には、後継者不在による事業者の休廃業件数が増加傾向にある中、優良な雇用の場の喪失や本県産業基盤の脆弱化に歯止めを掛け、地域自体が力をつけていくため、円滑な事業承継の推進、地域の産業を支える中核的な人材の育成・確保に取り組み、併せて、山村地域の経済力を高め、県内雇用を創出するために、本県の強みを生かした第一次産業分野等に関連する産業の集積や、中山間地域への若者・女性が働く場や生活インフラ関連企業の誘致の推進などにより、新たな就労の場の創出に取り組みます。

<主な施策>

- ・ 円滑な事業承継に向けた計画の策定や、創業希望者と後継者不在に悩む事業者のマッチング支援
- ・ 都市部のプロフェッショナル人材とのマッチング支援
- ・ DXを推進できる人材の育成及び受講者の県内就職支援
- ・ 中山間地域に働く場を創出する企業の誘致
- ・ ワークライフバランス推進認証制度の推進
- ・ 働き方改革の取組促進を通じた働きやすい職場環境整備の支援
- ・ デジタルマーケティングを活用した情報発信

⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

本県は森林率84%という全国一の森林県であり、豊かな水資源と多様な生態系に恵まれています。これらの自然資本は、県民の暮らしや文化、産業を支える基盤であるとともに、水源涵養や県土保全などの多くの公益的機能を有しています。この全国に誇れる豊かな環境を将来の世代に継承するため、高知県環境基本条例及び高知県環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

<主な施策>

- ・ すぐれた自然環境の保全及び適正な管理の推進
- ・ 地球温暖化の防止及び循環型社会の構築に向けた取組の推進
- ・ 生物多様性の恵みを活かした地域資源の産業振興への活用の推進

⑬ その他施策

山村地域の自立に向けて、地域に駐在して活動する地域支援企画員が、地域の資源を活用し住民が行う自主的・主体的に取り組む地域の活性化や支え合いの仕組みづくりなどの活動を応援し、地域の活性化に取り組めます。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である「高知県元気な未来創造戦略」をはじめ、「高知県中山間地域再興ビジョン」「高知県産業振興計画」などを策定し、各種施策の推進に取り組んでいます。また、「高知県地域防災計画」、「高知県強靱化計画」、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」、「高知県環境基本計画」の推進を図っています。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、「高知県過疎地域持続的発展方針」及び同計画が策定されています。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとします。